

# 青森県報

第四千二十三号

平成二十七年  
七月二十一日  
(火曜日)

## 目次

告示

難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定..... (保健衛生課) 一

難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定..... 同 一

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出..... ( 同 ) 一

特定行為業務の登録..... (高 齢 福 祉 保 険 課) 一

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定..... (み こ ら い 課) 一

## 告 示

青森県告示第五百四十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
	青森県知事 三 村 申 吾	

福井整形外科リハビリテーションクリニック	八戸市本徒士町八の三	平成二七・一・五
さとつ眼科クリニック	むつ市緑ヶ丘三五の一	"
七戸調剤薬局株式会社	上北郡七戸町字寺裏三二	二七・四・三
樋口歯科医院	八戸市城下三丁目一三の一五	二七・四・三
桂整形外科医院	五所川原市字弥生町一六の一	二七・五・一
内科種市病院	八戸市大字是川字土間沢一	二七・六・一
ハッピー訪問看護ステーション	三沢市字古間木山一四一の一八四	二七・六・二
あきた耳鼻咽喉科クリニック	弘前市大字南城西二丁目五の二二	二七・六・三
のへじクリニック	上北郡野辺地町字下小中野一八の八	二七・六・四

青森県告示第五百四十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十七年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

医 難 病 指 定	区 指 定 医 分 の 氏 名	主 として 指定 難 病 の 診 断 を 行 う 医 療 機 関	担 当 科 名	指 定 年 月 日
佐藤 元哉	さとつ眼科	むつ市緑ヶ丘三	眼科	平成二七・六・二

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
鳥畑 鴻次	村井 秀昭	長沖 英行	竹内 政道	森山 裕三	松井 宏光	木村 聡	盛合 範彦	福井 要一	仲田 崇	岩井 涉	石山 隆	竹本 照彦
院内科種市病	病険国民院おいらせ	病険国民院おいらせ	病公立野辺地	森山内科ク	八戸市立市	八戸市立市	ニツク	クテ科リニツク	院学部附属病	民八戸市立市	念みちのく記	療八戸協生
字八戸市大字是川	町上北郡おいらせ	町上北郡おいらせ	字上北郡野辺地	二青森市大字筒井	字八戸市大字向	字八戸市大字向	町八戸市大字尻内	八戸市本徒士町	五弘前市大字本町	字八戸市大字向	丁八戸市小中野一	丁八戸市南類家一
消化器内科	外科	整形外科	整形外科	内科	循環器科	眼科	内科	整形外科	神経内科	消化器内視鏡科	リテシオン科	内科、循環器内
三六二〇	"	"	"	三六九	"	"	三六八	"	三六五	三六四	"	三六三

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
坂本 拓矢	大門 眞	小俣 高宏	白石 正彦	今岡 泰郎	吉崎 孝明	磯嶋 泰	小沼 譲	大石 裕誉	神 可代	工藤 朝香	佐藤 淳	高橋 礼
八戸市立市	院学部附属病	二やわたくり	白石医院	院医会今岡医	病険国民院おいらせ	病険国民院おいらせ	かなぎ病連北	民八戸市立市	院学部附属病	院学部附属病	院児科取上小	所立健田子
字八戸市大字向	五弘前市大字本町	字八戸市大字八幡	目青森市長島二丁	二北津軽郡鶴田早瀬	町上北郡おいらせ	町上北郡おいらせ	町菅原一三の木	字八戸市大字向	五弘前市大字本町	五弘前市大字本町	二弘前市大字取上	の三戸郡田子町二大
総合診療科	感染病代謝内科、糖	内科	皮膚科	胃腸科	外科	内科	内科	整形外科	皮膚科	眼科	内科	内科、外科
"	三六二六	"	三六二五	三六二三	"	"	"	"	三六二三	"	三六二二	"

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
切替 典宏	三尾 佳久	秋田 二朗	阿部 芳則	近澤 真司	岩村 有泰	大畑 美齡	菊地 徹	梅森 勉	石山 哲	差波 拓志	中道 静郎	沼岡 英晴
メデイカル 西病院	大開ファミ リニツク	あきた耳鼻 咽喉科ク リ	医療法人 和会ア ク	つがる西北 五所川原 病つがる 院	五所川原 国民健康 保険市 診療所	協立クリ ニツク	公立七戸 病院	合一部事務 センター 総合病院	念病院 みちのく 記	医療法人 生会胃腸 病	芙蓉会病 院	メデイカル 西病院
八戸市大字 中坪七七 苗	弘前市大字 一丁目三 の三	弘前市大字 南城西 二丁目五 の一	十和田市 東三番 町九の六 六	五所川原 市字岩 木町一二 の三	五所川原 市相内 二七三	青森市東 大野二 丁目二の 二	上北郡七 戸町一 影津内九 八の一	むつ市小 川町一 丁目二の 八	八戸市中 野一丁 目四の二 二	五所川原 市字中 一平井町 一四二の 二	青森市大 字雲谷 字山吹九 三の一	八戸市大 字長苗 代字中坪 七七
脳神経外科	内科	耳鼻咽喉科、 アレルギー科、 ア	神経内科	内分泌・糖 尿病・代 謝内科	内科、外科	精神科	内科	脳神経外科	精神科、心 療内科	外科、内科、 消化器内科	内科	内科
三〇・六・二四	〃	三〇・六・二三	〃	〃	〃	三〇・六・三三	三〇・六・一九	〃	三〇・六・一八	〃	三〇・六・一七	〃

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
河原 仁志	樋熊 有子	子齋藤 百合	子齋藤 真喜	羅 仕文	船越 正行	宮本 勇二	福田 春彦	高橋 通宏	清水 澄	雄佐藤 都留	史久木 田裕
独立行政 法人八戸 病院	弘前大学 附属病 院	弘前大学 附属病 院	弘前大学 附属病 院	のツヘ ククリ	船越内科 病院	メデイカル 西病院	メデイカル 西病院	メデイカル 西病院	メデイカル 西病院	メデイカル 西病院	メデイカル 西病院
八戸市吹上 三丁目一	弘前市大 字本町 五三	弘前市大 字本町 五三	弘前市大 字本町 五三	上北郡野 辺地町 の字八 下八	八戸市大 字白銀 一丁目一 九	八戸市大 字長苗 代字中坪 七七	八戸市大 字長苗 代字中坪 七七	八戸市大 字長苗 代字中坪 七七	八戸市大 字長苗 代字中坪 七七	八戸市大 字長苗 代字中坪 七七	八戸市大 字長苗 代字中坪 七七
小児科	形成外科	形成外科	形成外科	泌尿器科	内科	外科	外科	外科	内科	内科	整形外科
〃	〃	〃	三〇・六・三五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

医 難病指定
桂 修二
桂整形外科 医院
五所川原市字弥 生町一六の一
整形外科
"

青森県告示第504二十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同条第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十七年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
八戸市立市民病院	合一部事務組 セントラル医療 センター	つがる五ヶ野連合病院	田澤浩司	山形亮	山形亮	指定医 の区分
八戸市大字田向 字毘沙門平一	むつ市小川町一 丁目二の八	西津軽郡鰺ヶ沢 町大字舞戸町字 蒲生一〇六の一	十和田市西十二 番町一四の八	弘前市大字富野 町一	弘前市立病院 三丁目八の一	氏 名
消化器科	内科	整形外科	消化器科・ 血液内科	内科	弘前市立病院	名 称
"	"	"	平成 二七・四一	診療科名	弘前市立病院	所 在 地
				担当する 診療科名	弘前市立病院	主として指定難病の診断 を行う医療機関
				変更 年月日	弘前市立病院	

変更後	変更前
定医	難病指 定医
田中 佳人	田中 佳人
弘前大学医学部 附属病院	合一部事務組 セントラル医療 センター
弘前市大字本町 五三	むつ市小川町一 丁目二の八
呼吸器内 科	循環器内 科
"	"

青森県告示第504四十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇三〇〇一 二〇八
登録年月日	平成 二七・五 一
氏名又は 名称	医療法人 弘仁会
住 所	八戸市大 字大工町 一〇
事業所 名 称	金吹沢の 森
所在地	八戸市大 字大久保 字七
業務開始 年月日	平成 二七・五 一
備 考	地域密着 型特定施 生活入居 介護者

青森県告示第504四十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十七年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 月 日 定
	青森県知事 三 村 申 吾	

タムラ薬局	下田東クリニック	医療法人松医会 松尾医院
三沢市緑町三丁目一の二八	おいらせ町鶉久保一の六	五戸町字観音堂一八の六
二七・六・二六	二七・六・三三	平成 二七・六・一九

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭